

会議開催のお知らせ

- | | | | | |
|----|----------------------|--|---|-------------|
| 1 | 会 議 名 称 | 令和8年度 第1回北九州市立美術館協議会 | | |
| 2 | 会 議 種 別 | 付属機関 | ・ | 市政運営上の会合 |
| 3 | 議 題 | (1) 令和7年度事業報告等について
(2) 美術館友の会活動状況について
(3) 令和7年度美術館運営評価について | | |
| 4 | 開 催 日 時 | 令和8年8月21日(金)
14時00分 ～ 16時00分 | | |
| 5 | 開 催 場 所 | 北九州市 ウェルとばた 12階 121・122会議室
(北九州市戸畑区汐井町1番6号) | | |
| 6 | 会議の公開 | 公開 | ・ | 一部非公開 ・ 非公開 |
| 7 | 傍聴者の定員
(公開会議のみ) | 10名 | | |
| 8 | 傍聴者の決定方法
(公開会議のみ) | ・ 当日先着順
・ その他() | | |
| 9 | 非公開の理由
(公開会議以外) | | | |
| 10 | そ の 他 | | | |
| 11 | 問い合わせ先 | 都市ブランド創造局 美術館 普及課 普及係
電話番号 093-882-7777 | | |

傍 聴 要 領

北九州市立美術館協議会

1 傍聴手続

- (1) 会議を傍聴しようとする方は、会議の開催予定時刻までに、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、開始予定時刻の30分前から先着順で行い、定員になり次第、終了します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会場においては、次の事項を守ってください。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などの電子機器は、電源を切るなど音を出さないようにすること
- (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 会議開催中は、静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) その他会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

3 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会場においては、審議会の会長又は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、退場していただく場合があります。